

20. 配線器具の設置	(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。 (2) 電線の種類により色を区別する。 (3) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4) プレートは、図面に特記なき場合は、新金属製とする。 (5) カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を塗装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6) フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
21. 照明器具の設置	(1) コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2) 接地線は電灯配線と同一大径のケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの純銅線（緑線）を巻くこともできる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5) 天井下吊り材料を支える場合は、フック等により脱落防止の措置を行う。 (6) バイバ吊りの照明器具は揺れ止めを施工する。
22. 照明改修の際の測定	対象箇所の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（ ） 測定回数（ ）回
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2) 接地端子がネットと露出配管を接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3) 電気室には水管、高気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
25. 発電設備の燃料配管	(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取付又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電流測定の計算及び測定	(1) 計算書の提出 電流強度測定結果による計算書を出し（ ） 施工期（ ） 躯体上がり時（ ） その他（ ） (2) 測定の実態 1) 項目 受変電チャンネルの電圧強度、受電面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2) 測定時期 ・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他（ ） 3) 報告書提出回数 ・2部 ・（ ）部
27. 土工	(1) 埋戻しの材料及び工法 ・日練（材料：掘り土中の良質土 / 工法：機器による締め固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G-6の0mm以上とする。 (3) 掘切りの種類は、マンホール、ハンドホール、管外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管等は縦掘り、林灯基礎、電柱等は横掘りとする。 (4) 機械掘削は掘切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	1) 地中線路及びハンドホール等法下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期耐力値とする。 ② 短期耐力は、設置場所に応じた掘削強度とする。 3) 高さ90mmを超えるものにあつては、タラップとする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示状	下記の箇所に、地中配線路の表示状を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲箇所 ④ 直線距離箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個

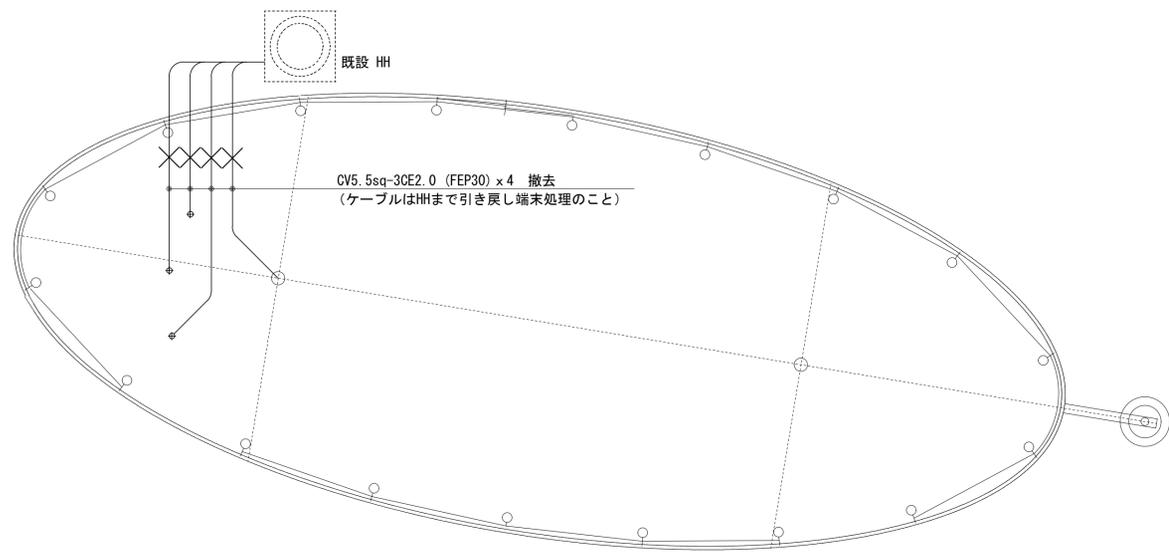
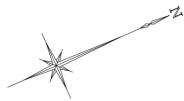
3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については、図面による。	
項目	特記事項
【電力設備】	
1. 電灯設備	(1) 既設等との取り合い ・無し ●壁改造 ●配線接続 ●電源供給 ●その他（ ）
(2) 機器類	・一般照明器具 ●照明制御装置 ●外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ●その他（ ）
(3) 一般照明器具	1) 形式 ① 公共型 ② 一般型 2) 灯具 ・Hf蛍光灯 ●LED灯 ●HID灯 ●その他（ ） 3) 用途 ・屋内用 ●屋外用 ●防災用 ●その他（ ） 4) 環境 ・普通地域 ●塩害地域 ●塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯時間（グローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする） 7) HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散による怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(4) 照明制御装置	1) センサ類 ・明るさセンサ ●人感センサ ●タイマ ●調光スイッチ ●その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ●段階調光 ●ON/OFF制御 ●その他（ ）
(5) 外灯（単独設置）	1) 照明用ポール ① 材質 ・アルミニウム製 ●鋼製 ●溶接鋁メッキ ●その他（ ） ② 配線用断線又はカットアウトスイッチ内型型とする。 2) 基礎 ・本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他（ ） 3) 灯具 ・水銀灯 ●ナトリウム灯 ●Hf蛍光灯 ●LED灯 ●その他（ ） 4) 安定器 ・一般形高力形（BH） ●低起動電流形 ●その他（ ） 5) 電源 ・商用電源（60Hz）（・200V ・100V） ・単独電源（・太陽電池式 ●蓄電池式） ・点灯時間（ ）時間、不日照保証日数（ ）日
(6) 制御	・その他（ ） (7) 接地 ・単独地（・本工事 ●別途工事 ●既設利用） ●共用 ●その他（ ）
(6) コンセント等	・一般型 ●防水型 ●ハイテンションアウトレット（・固定型 ●上下動型（アップ式を含む））
(7) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅等は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。
2. 動力設備	(1) 既設との取り合い ・無し ●壁改造 ●配線接続 ●その他（ ）
(2) 機器類	・分電盤、制御盤等 ●その他（ ）
(3) 負荷設備	・給水 ●排水 ●消火 ●空調 ●換気 ●修理 ●昇降機 ●その他（ ）
(4) 負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
(5) 電動機等の接地	・専用接地 ●金属管接地（7.5kW以下）
(6) 電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
(7) 保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
(8) 分電盤、制御盤等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅等は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針計（定格電流指示）とする。
3. 雷保護設備	(1) 避雷針 1) 受雷部 ・突針 ●棒上導体 ●笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ●建築構造体利用 ●接地極埋設 ●建築構造体利用 ●測定用補助接地極 3) 接地極 ・接地極埋設 ●測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ① 測定方法 ・電位差計方式 ●電圧降下法 ② 測定回数 ・3回 ●（ ）回 ③ 接地抵抗調整機を設置する。
(2) 雷サージ設備	1) 耐雷トランス ・設置（・単相用 ●動力用） ●設置しない 2) SPD ・低圧用（・クラスI ●クラスII） ●通信用（・カテゴリ2 ●カテゴリD1） 3) 低圧用SPDクラス1の性能 別図による 4) 通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による
(3) 電源回路の保護	1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合は配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4) 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
4. 接地設備	(1) 接地工事 1) 種別 ・A種 ●B種 ●C種 ●D種 2) 施工 ・各種単独 ●共有有り（ ） ●その他（ ）
(2) 接地抵抗の測定	1) 測定方法 ・電位差計方式 ●電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ●（ ）回
(3) 接地極埋設機	接地には接地極埋設機を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】	
5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。
(1) 既設との取り合い	・無し ●改造（機器取替、追加等を含む） ●増設 ●配線接続 ●その他（ ）
(2) 機器類	・盤類 ●交流遮断器 ●断路器 ●避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ●直列リアクトル ●配線用遮断器 ●電磁接触器 ●その他（ ）
(3) 盤類	1) 形式 ・キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ●高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ●CW ●PW ●MW） ●その他（ ） 2) 中送路 ・開放形配電盤 ●その他（ ） 3) 特記事項 ・有 ●無
(4) 交流遮断器	真空遮断器（VCB） ① 操作方式 ・手動ばね操作 ●電動ばね操作 ●電磁操作 ●手動引外し方式 ●電流引外し ●コンデンサ引外し ●直流電圧引外し ② 引外し方式 ・電流引外し ●コンデンサ引外し ●直流電圧引外し

(6) 断路器	1) 形式 ・3極単投 ●単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ●フック棒操作（避雷器に限る）
(6) 負荷開閉器	1) 形式 ・配電盤用 ●引込柱用 ●地中引込用 2) 配電盤用 ① 操作方式 ・フック棒操作 ●遠方手動操作 ●電動操作 ② 整流ヒューズ ・有（ストライク付き） ●無 ③ 引込柱用 ・ストライク引外し ●電圧引外し ●無 ④ 本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ●鋼製 ●保護設置 ●過電流遮断トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ⑤ 保護設置 ・内蔵 ●無 保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
(7) 変圧器	1) 形式 ・油入 ●モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ●屋内型 3) ダイアル温度計 ・有（・最大値指針 有 ●最大値指針 無） ●無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする
(8) 進相コンデンサ	1) 絶縁方式 ・油入 ●モールド ●ガス 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を併設又は内蔵すること
(9) 直列リアクトル（進相コンデンサ用）	1) 絶縁方式 ・油入 ●モールド 2) 容量 ・6% ●1.3% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
(10) 設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3.0%以下となるようにする。
(11) キュービクル等	1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅等は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。
(12) 基礎	・本工事（・2.1N/mm ² ●1.8N/mm ² ） ●別途工事 ●既設利用 ●その他（ ）
(13) 配線ビット及び差	1) 施工 ・本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他（ ） 2) ビット差の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
(14) 設置場所	・屋内 ●屋外（・地上 ●屋上）
【電力貯蔵設備】	
6. 直流電源設備	(1) 用途 ・非常用照明器具電源 ●受変電設備制御電源 ●その他（ ）
(2) 容量 （ ）kVA	
(3) 整流装置	1) 出力電圧 直流（・12V ●24V ●48V ●（ ）V） 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4) 蓄電池	1) 種類 ・鉛蓄電池（・HS ●MSE ●長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH ●AMH） ●その他（ ） 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ●15℃ ●25℃ ●-5℃ ●（ ）℃
7. 交流無停電電源設備	(1) 用途 （ ）
(2) 容量 （ ）kVA	
(3) 給電方式	・常時インバータ給電方式 ●ラインインタラクティブ方式 ●常時商用給電方式 ●その他（ ）
(4) 整流装置	整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(5) 蓄電池	1) 種類 ・鉛蓄電池（・HS ●MSE ●長寿命形MSE） ・アルカリ蓄電池（・AH ●AMH） ●その他（ ） 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ●15℃ ●25℃ ●-5℃ ●（ ）℃
(6) 性能	停電補償時間（ ）
8. 電力平準化用蓄電設備	(1) 用途 （ ）
(2) 機能 ・ピークシフト機能 ●ピークカット機能 ●商用停電時のバックアップ機能	
(3) 蓄電池	1) 種類 ・リチウム二次電池 ●鉛蓄電池 ●ニッケル水素蓄電池 () 2) 容量 () 3) 期待寿命 () 4) 充放電回数 () 5) 放電時間 () 6) 種別 ・製造者標準 ●その他（ ）
(4) 性能	1) 交流入出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ●（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ●100V ●（ ）V） 2) 自立運転 ・する ●しない 3) 系統連系 ・する ●しない
(5) 計測表示	遠方監視用接点 ・設けない ●設ける（詳細は別図による）
(6) 状態・警報表示	移動用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。
9. 分散電源	仕様詳細は別図による。
10. 燃料系発電設備	(1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品） ●防災電源兼用（防災認定品） ●一般用
(2) 区分 ・常用 ●非常用	
(3) 設置場所 ・屋内 ●屋外（・普通地域 ●塩害地域）	
(4) 機器 ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ●その他（ ）	
(5) 発電装置	1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 2) 形式 ・陽極形 ●オープン式 ●キュービクル式（・85dB(A)/1m ●75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電後） ・10秒以内 ●40秒以内 ●（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ●10時間以上 ●24時間以上 ●72時間以上
5) 発電機	① 電圧方式 ・三相3線式（・6.6kV ●200V ●（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ●100V ●（ ）V） ② 定格周波数 60Hz ③ 定格出力 （ ）kVA 2) 引込方式 ・ラジエータ方式 ●冷却水循環式 ●その他（ ）
(6) 原動機	1) 種類 ・軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他（ ） 2) 冷却方式 ・ラジエータ方式 ●指針なし ●その他（ ）
(7) 給油ボックス	1) 材質 ・ステンレス製 ●鋼製 ●その他（ ） 2) 油量指示計 ・有 ●無
(8) 燃料移送ポンプ	1) 電動ポンプ ●歯車ポンプ ●油中ポンプ 2) 電動ポンプ（ウィングポンプ） ・有 ●無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ●無
(9) 基礎	・本工事（・2.1N/mm ² ●1.8N/mm ² ） ●別途工事 ●既設利用 ●その他（ ）

11. 太陽光発電設備	(1) 機器 ・太陽電池アレイ ●パワーコンディショナ ●系統連系保護装置 ●接続箱 ●発電処理装置 ●その他（ ）
(2) 太陽電池アレイ	1) 発電能力 公称出力（ ）kW 2) 架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
(3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	1) 出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ●（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ●100V ●（ ）V） 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ●屋外 ●その他（ ） 4) 設置方式 ・壁掛形 ●自立型 ●その他（ ） 5) 機能 ・系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 ●自立運転 ●その他（ ）
(4) 情報処理装置	6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 1) 装置 ・データ処理装置 ●データ表示装置 ●気温計 ●日射計 ●その他（ ） 2) 記録作成 ・日報 ●月報 ●年報 ●その他（ ） 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
(5) 仕様詳細	仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
12. 風力発電設備	(1) 機器 ・風車発電装置 ●制御装置 ●系統連系保護装置 ●支持構造物 ●情報処理装置 ●その他（ ）
(2) 風車発電装置	発電能力 定格出力（ ）kW
(3) 制御盤	1) 出力電圧方式 ・三相3線式（・200V ●（ ）V） ・単相3線式（200/100V） ・単相2線式（・200V ●100V ●（ ）V） 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ●屋外 ●その他（ ） 4) 設置方式 ・壁掛形 ●自立型 ●その他（ ） 5) 機能 ・系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 ●自立運転 ●その他（ ） 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 1) 装置 ・データ処理装置 ●データ表示装置 ●風速計 ●風向計 ●気温計 ●その他（ ） 2) 記録作成 ・日報 ●月報 ●年報 ●その他（ ） 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
(4) 支持構造物	自重、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。
(5) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ●データ表示装置 ●風速計 ●風向計 ●気温計 ●その他（ ） 2) 記録作成 ・日報 ●月報 ●年報 ●その他（ ） 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
13. その他発電設備	() の仕様詳細は別図による。
【通信・情報設備】	
14. 構内情報通信設備	(1) インターフェース 1) LAN ・100BASE-T ●無線LAN () ●その他 () 2) WAN ()
(2) 機器	・スイッチ ●ルータ ●メディアコンバータ ●ファイアウォール ●時刻同期装置 ●ネットワーク管理装置 ●機器収納ラック ●アウトレット ●その他 () 各機器の仕様詳細は別図による。
(3) ケーブル	1) 幹線系 ・UTP ●光ファイバ ●その他 () 2) 支線系 ・UTP ●ファイバ ●その他 () 3) フロア系 ・UTP ●その他 ()
(4) アウトレット	・ローテンションアウトレット（・固定型 ●上下動型（アップ式を含む）） ●壁コンセント ●その他 ()
15. 構内交換機設備	(1) 機器 ・交換装置 ●電話機 ●端子盤類 ●アウトレット ●その他 ()
(2) 交換装置	1) 種別 ・構内交換装置（・デジタルPBX ●IP-PBX ●VoIPサーバ） ●その他 () ・ポータブル電話装置 ●その他 () 2) 局線応答方式 ・局線中継台方式 ●分散中継台方式 ●ダイヤルイン方式 ●ダイレクトインダイヤル方式 ●ダイヤレクティオンライン方式 ●その他 () 3) 保安用接地 ・本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 4) 本配電盤(MDF) ・自立フレーム（・片面形 ●両面形） ●交換機一体型 ●壁掛型 ●その他 ()
(3) 電話機	① 形式 ・別型製 ●一体形 ●その他 () 以上 ② 停電補償時間 ・3分以上
(4) 電話機	・一般電話機 ●多機能電話機 ●IP電話機 ●デジタルコードレス電話機（PHS方式） ●IPコードレス電話機（無線LAN方式） ●その他 ()
(4) 端子盤類	1) 端子盤 ・中継端子盤（IDF） ●室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子スペースを見込む。
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット（・固定型 ●上下動型（アップ式を含む）） ●壁コンセント ●その他 ()
16. 情報表示設備	(1) 設備 ・マルチサイン装置 ●出退表示装置 ●時刻表示装置 ●警報等表示装置
(2) マルチサイン装置	1) 機器 ・操作制御部 ●情報表示部 ●その他 () 2) 通信方式 ・TCP/IP ●その他 () 3) 制御制御部 ・有 ●無 4) 情報表示部 ・発光ダイオード式 ●液晶式 ●その他 ()
(3) 出退表示装置	1) 機器 ・制御装置 ●出退表示部 ●その他 () 2) 出退表示部 ・発光ダイオード式 ●液晶式 ●その他 ()
(4) 時刻表示装置	1) 機器 ・親時計 ●子時計 ●電源装置 ●単独時計 ●その他 () 2) 親時計 ① 形式 ・壁掛型 ●自立型 ●ラックマウント型（ラック架組込） ② 時刻補正機能 ・FM放送受信（・アンテナ設置 ●既設利用） ●長波標準電波受信（・アンテナ設置 ●既設利用） ③ 回線数 （ ）回線 ④ 機能 ・電子チャイム（ ）曲 ●時報 ●プログラムタイム（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。） 3) 子時計 ① 方式 ・アナログ式 ●デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ●屋外 ●その他 () 4) 電源装置 ・運転可能時間（・10時間 ●（ ）時間） 5) 単独時計 ① 方式 ・アナログ式 ●デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ●屋外 ●その他 () ③ 時刻補正機能 ・有 ●無
(5) 警報等表示装置	1) 機器 ・表示部 ●抽出装置 ●その他 () 2) 表示部 ① 表示方式 ・表示窓式 ●その他 () ② 施工 ・本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 3) 検出装置 ① 検出方式 ・電圧 ●無電圧接点 ●その他 () ② 施工 ・本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

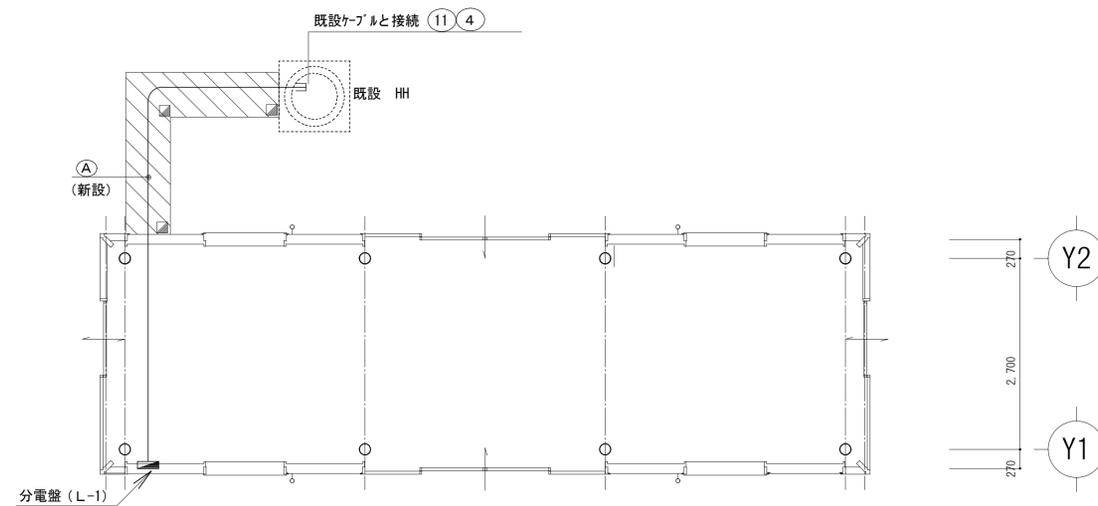
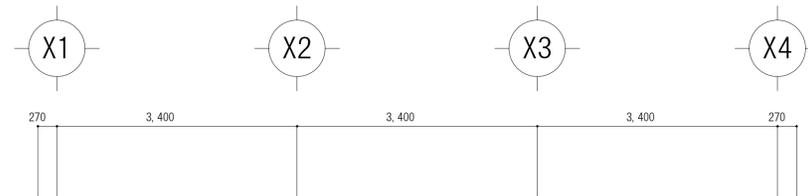
※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	電気設備工事特記仕様書 2		
作成年月日			
縮尺	—	図面番号	W-E-2
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名	一級建築士事務所 株式会社エイト日本技術開発 東京支社 東京都知事登録 第55520号 一級建築士 殿村 泰子 大臣登録 第21765号		



注記
待合所内の配管配線は可能な限り分別し処分の事。

待合所電気設備平面図 改修前 S=1/50



Ⓐ (新設)		
CV5.5sq-3C (FEP30)	内部照明用	(既設回路 4)
CV5.5sq-3C (FEP30)	自動ドア・保守用コンセント	(既設回路 11)
—c— (FEP40)	空調用予備	

掘削範囲を示す
※表層撤去復旧は建築・土木工事

: 地中埋設標を示す

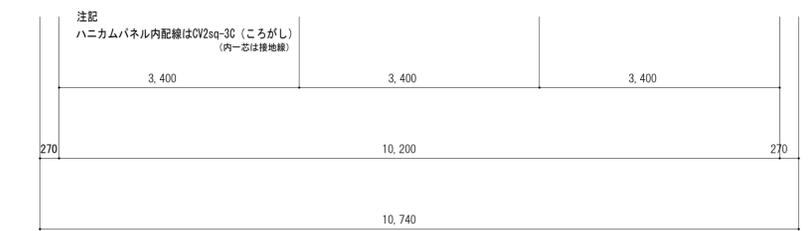
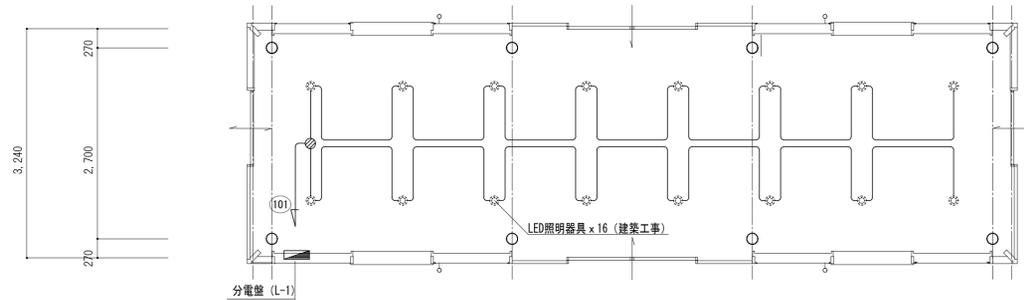
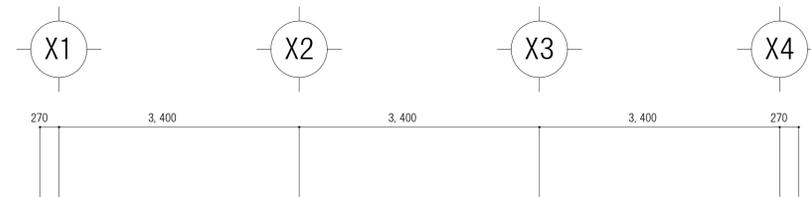
※この図面は A1 サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	バス待合所 電気設備平面図 (改修前後)		
作成年月日			
縮尺	S=1/50	図面番号	W-E-4
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
株式会社 エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 殿村 泰子
大臣登録 第221765号

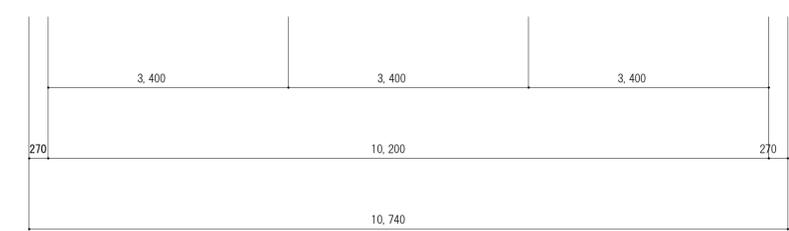
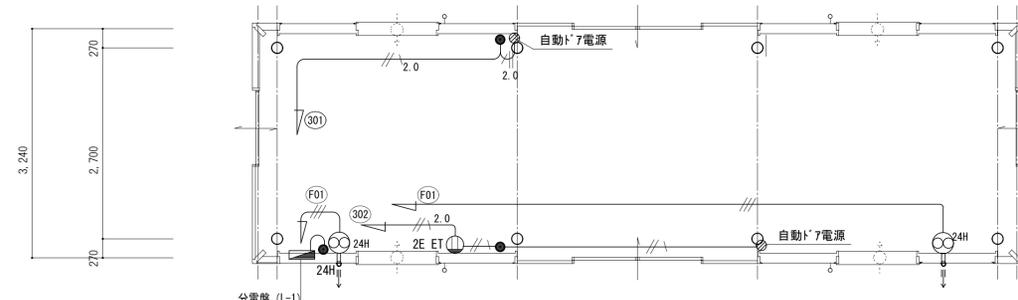
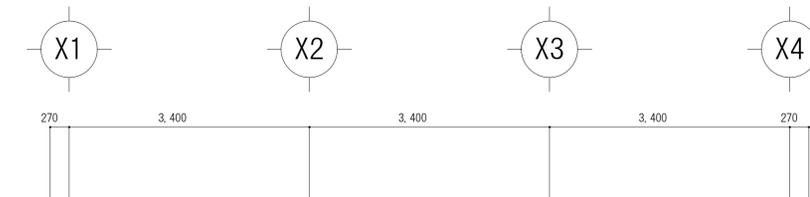


凡例	
	自然給気口 (建築工事) (7&ミサシ換気ガラリにて)
	パイプファン100φ 24時間換気扇(排気)
	分電盤 (L-1)
	埋込スイッチ 1P15Ax1 鍵付ガードプレート付
	埋込コンセント 2P15Ax2E ET 鍵付ガードプレート付
	SUS製深型パイプ100φ
	24H換気扇用スイッチ 鍵付ガードプレート付
	樹脂製アクトレックボックス
	VF1.6-3C (PF22)
	VF1.6-3C (PF22) 内芯接地線
	VF2.0-2C (PF22)
	VF2.0-3C (PF22)
	VF2.0-3C (PF22) 内芯接地線
	(FEP 地中埋設)



注記
ハニカムパネル内配線はOV2sq-3C (ころがし)
(内芯は接地線)

照明設備平面図 S=1/50

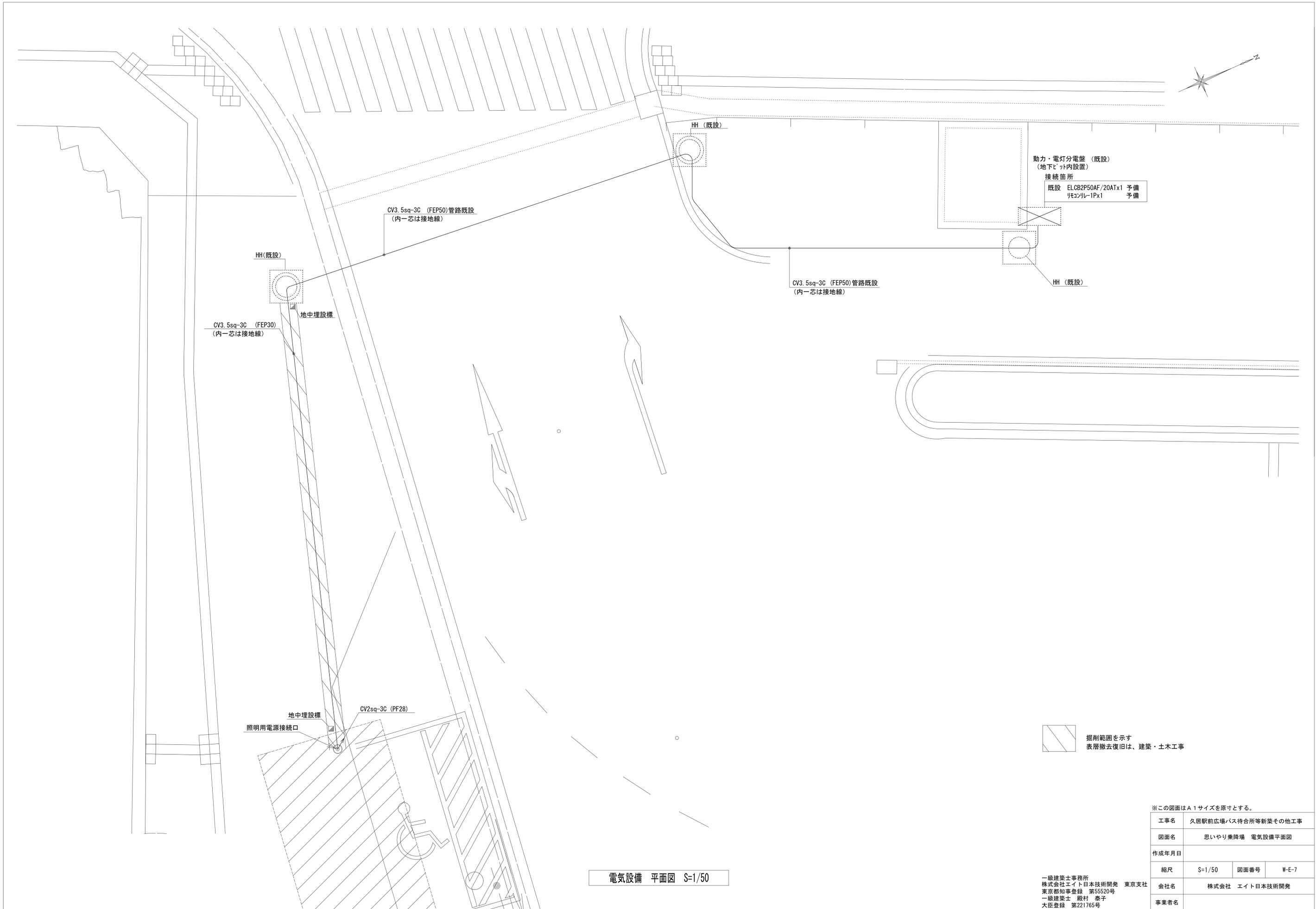


コンセント設備平面図 S=1/50

※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	バス待合所 電気設備平面図		
作成年月日			
縮尺	S=1/50	図面番号	W-E-6
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
株式会社エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 殿村 泰子
大臣登録 第221765号

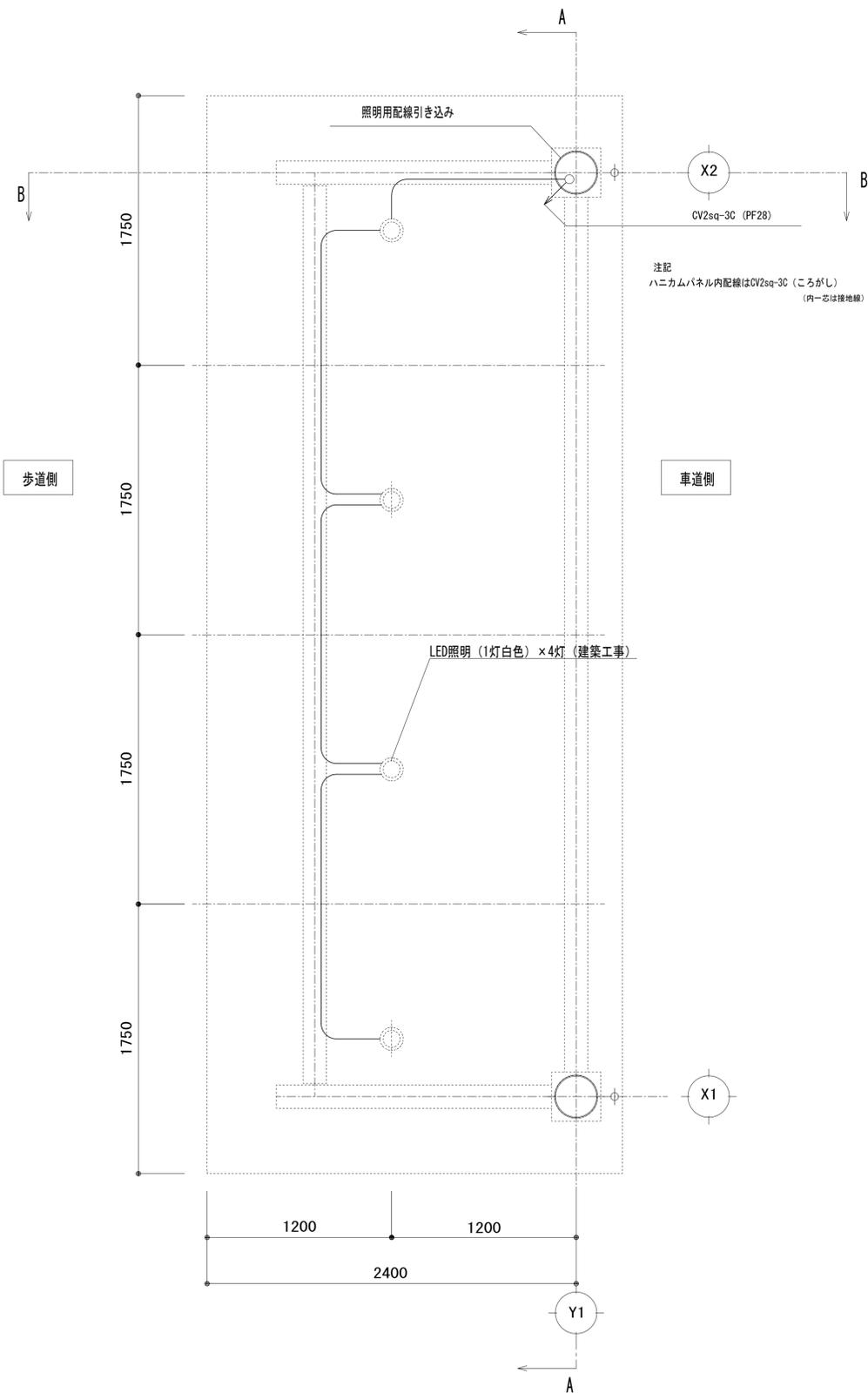


電気設備 平面図 S=1/50

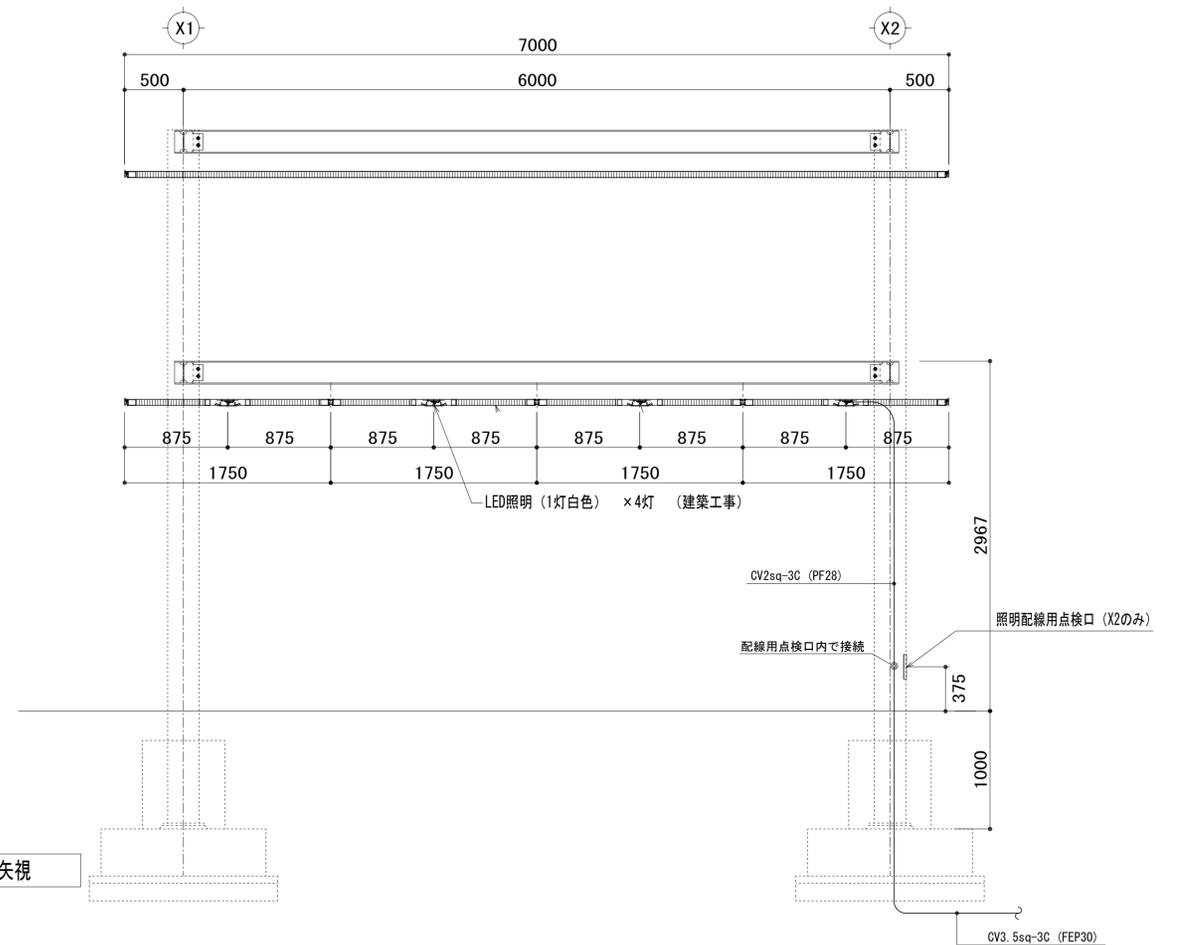
※この図面は A1 サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	思いやり乗降場 電気設備平面図		
作成年月日			
縮尺	S=1/50	図面番号	W-E-7
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

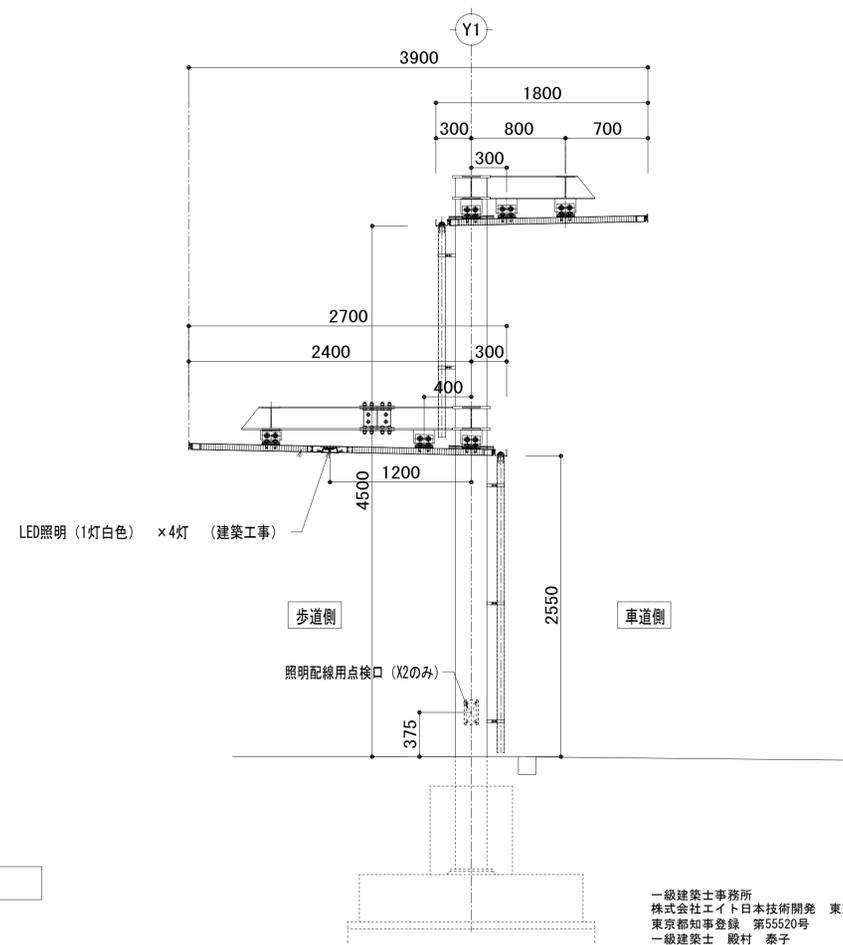
一級建築士事務所
株式会社 エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 殿村 泰子
大臣登録 第221765号



電気設備平面図 S=1/20



断面図 S=1/30 A-A矢視



断面図 S=1/30 B-B矢視

※この図面はA 1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	思いやり乗降場 電気設備詳細図		
作成年月日			
縮尺	S=1/20, 1/30	図面番号	W-E-8
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
株式会社エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 梶村 素子
大臣登録 第221765号

解体工事特記仕様書

- I. 工事名 久居駅前広場バス待合所等新築その他工事
 II. 工事概要
 1 工事場所 津市久居新町3005、3007、993-3の一部、994-9の一部、994-10の一部
 2 工事内容 棟名称 バス待合所
 構造 鉄骨造 平屋建て
 建築面積・床面積 70.7m²
 工事項目 バス待合所解体

III. 解体工事仕様

- 1 共通仕様
 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版）による。
 2 特記仕様
 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。
 3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																		
1 一 般 共 通 事 項	1 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（最新版） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・その他関係法令																		
	2 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	・本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備・内装材等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材・上部構造部分</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> 引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ () 特別管理産業廃棄物 ・ 有() 処理方法 () 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合に限る) 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ 金属類 ・ 小形二次電池 ・ 蛍光灯及びHIDランプ ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
工程	作業の有無	分別解体等の方法																		
建築設備・内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																		
屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																		
外装材・上部構造部分	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																		
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																		
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																		

3 建設副産物情報交換システムの利用	引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。 受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
4 三重県 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5 工事実績情報の登録 (1.1.4)	・ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。
6 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 適用する
7 疑義	設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。
8 施工条件 (1.3.5)	・ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時 部位別の施工順序 ・ 指定なし ・ () 工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ） 資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
9 官公庁手続	工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。
10 危険災害の防止	1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。
11 工事進入路	重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。
12 工事写真	1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。
13 完成写真	写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なして撮影すること。
14 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
15 提出書類	施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他市監督員の指示するものとする。 施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。
16 産業廃棄物	施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。

17 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
18 地下埋設物の確認	中間検査又は完成検査において、地下埋設物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。

※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	解体工事特記仕様書（1）		
作成年月日			
縮尺	—	図面番号	W-K-1
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
 株式会社エイト日本技術開発 東京支社
 東京都知事登録 第55520号
 一級建築士 殿村 泰子
 大臣登録 第221765号

章	項目	特記事項																																																								
② 仮設工事	1 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる <input type="radio"/> 利用できない <input checked="" type="radio"/>																																																								
	② 仮囲い	位置 <input checked="" type="radio"/> 図示 () ・ その他 () 仕様 <input checked="" type="radio"/> 図示 () <input checked="" type="radio"/> 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ・ その他 ()																																																								
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模 (単位: m) <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>規模</th> <td>10程度</td> <td>20程度</td> <td>35程度</td> <td>65程度</td> <td>100程度</td> </tr> </table> 監督職員事務所の仕上げ <table border="1"> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </table> 備品等の設置 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話・FAX</th> <th>インターネット</th> <th>冷暖房機器</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	適用						規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	適用																																																									
	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																				
	部 位 等	仕 上 げ																																																								
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																								
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																																								
	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																								
	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																				
	数量	組	台	個	個	個																																																				
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																					
数量	足	着	個	個	台																																																					
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器																																																					
数量	個	個	台	台	台																																																					
④ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) <input type="radio"/> 利用できない <input checked="" type="radio"/> 取出位置 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)																																																									
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) <input type="radio"/> 利用できない <input checked="" type="radio"/> 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																									
⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	<input checked="" type="radio"/> 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート <input type="radio"/> 養生シート 適用範囲、高さ等 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 設けない																																																									
⑦ 仮設鉄板敷	・ 工事用進入路の養生として、鉄板 (t=22) を敷き、養生を行うこと。 位置 <input checked="" type="radio"/> 図示																																																									
⑧ 使用重機	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																																									
⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。																																																									
⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の手すり先行方式により行うこと。																																																									
⑪ 損傷を与えた場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。																																																									

③ 解体施工	1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う <input type="radio"/> 行わない <input type="radio"/>									
	2 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う <input type="radio"/> 行わない <input type="radio"/> 解体方法 ・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ()) ・ 破砕 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:)									
	3 樹木等 (3.10.1)	樹木の伐採抜根及び移植 ・ 行う <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>									
	④ 地下埋設物及び埋設配管 (3.11.1)	地下埋設物及び埋設配管の解体 <input checked="" type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない									
	5 解体撤去後の整地 (3.12.1)	・ 砕石 (C-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン (RC-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。									
4 建設廃棄物の処理	1 産業廃棄物 広域認定制度 (4.4.2)	特例による広域的処理 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)									
	2 最終処分 (4.4.4)	最終処分する産業廃棄物 () 最終処分場 ()									
	3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ CCA処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (1)アスベスト含有石膏ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (2)ひ素、カドミウム含有石膏ボード</td> <td>・ 埋立処分 ・ 再資源化</td> </tr> <tr> <td>・ (1)(2)以外の石膏ボード</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	処理方法	・ CCA処理木材		・ (1)アスベスト含有石膏ボード		・ (2)ひ素、カドミウム含有石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化	・ (1)(2)以外の石膏ボード
建設廃棄物の種類	処理方法										
・ CCA処理木材											
・ (1)アスベスト含有石膏ボード											
・ (2)ひ素、カドミウム含有石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化										
・ (1)(2)以外の石膏ボード											
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査 (5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>									
	2 PCBを含む機器類 (5.4.3)	微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>									
	3 廃油、廃酸、 廃アルカリ (5.4.5)	・ 廃油 <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:)									
	4 ダイオキシン類 (5.4.7)	サンプリング調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/> 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:)									

6 アスベスト含有建材の除去及び処理	1 適用範囲 (6.1.1)	建設設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ・ 行う <input type="radio"/> 適用箇所 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>														
	2 施工調査 (6.1.2)	分析によるアスベスト含有の調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>														
	3 アスベスト 粉じん濃度測定 (6.1.3)	アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理作業後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定時期	測定場所	測定点数	備考	処理作業中				処理作業後					
	測定時期	測定場所	測定点数	備考												
	処理作業中															
処理作業後																
4 アスベスト含有 吹付け材の 除去・処分 (6.3.2)	除去工法 ・ 共通仕様書 [6.3.2] (a) ・ 図示 (図面番号:)															
5 アスベスト 含有成形板 (6.5.3)	除去したアスベストの飛散防止措置 ・ 固化 <input type="radio"/> 湿潤化 <input type="radio"/> 除去したアスベストの処分 ・ 埋立処分 <input type="radio"/> 溶融又は無害化による中間処理															
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査 (7.1.3)	分析調査 ・ 行う <input type="radio"/> 調査範囲 <input type="radio"/> 図示 (図面番号:) ・ 行わない <input type="radio"/>														
	2 特殊な建設副産物 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> <th>回収及び処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ フロン</td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	回収及び処分	・ フロン		・ ()	・ ハロン		・ ()			・ ()		
種類	適用箇所	回収及び処分														
・ フロン		・ ()														
・ ハロン		・ ()														
		・ ()														
		・ ()														

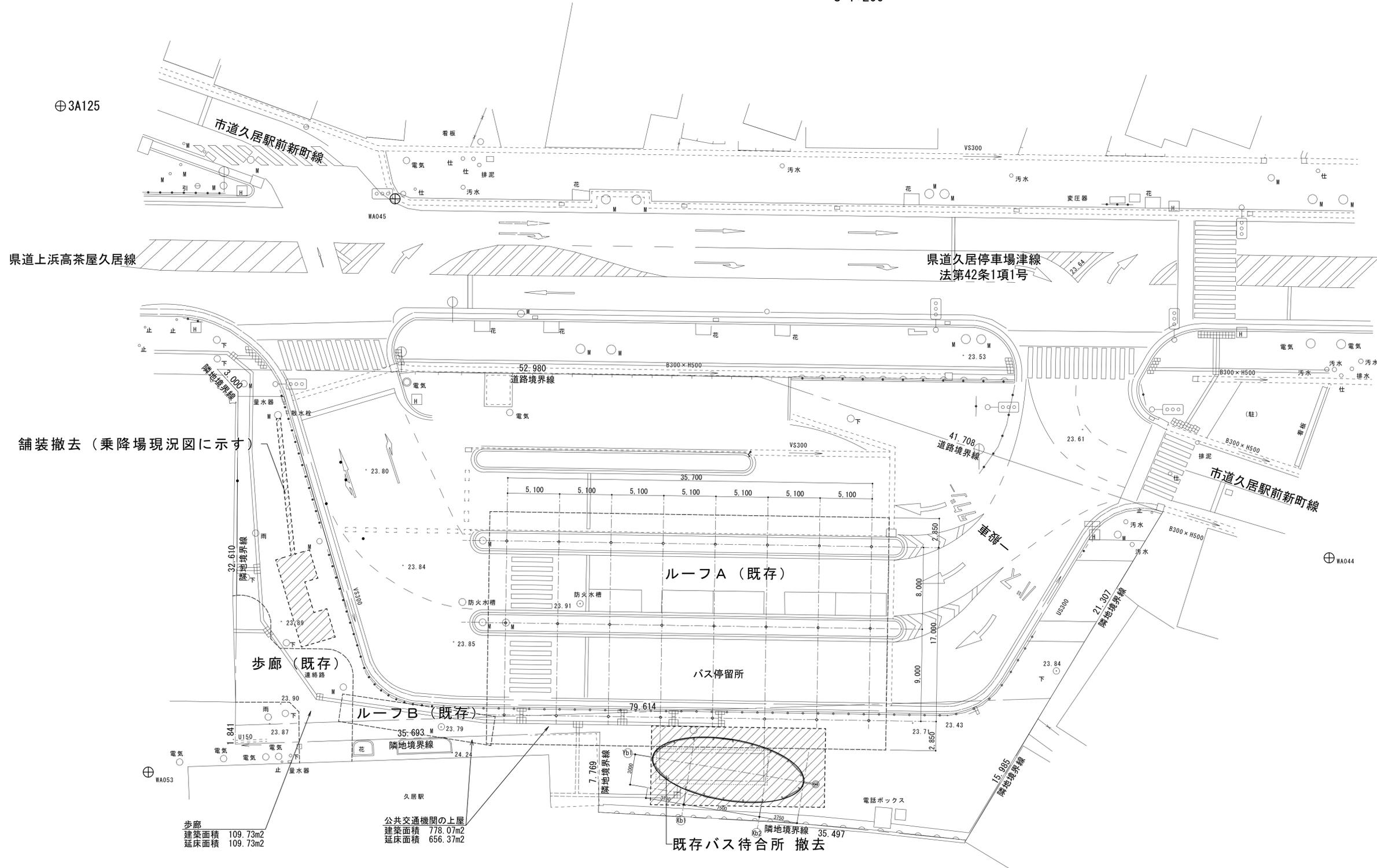
※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	解体工事特記仕様書 (2)		
作成年月日			
縮尺	—	図面番号	W-K-2
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
株式会社エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 殿村 泰子
大臣登録 第221765号

配置図

S=1:200



⊕3A125

県道上浜高茶屋久居線

県道久居停車場津線
法第42条1項1号

舗装撤去 (乗降場現況図に示す)

ルーフA (既存)

バス停留所

ルーフB (既存)

既存バス待合所 撤去

歩廊
建築面積 109.73m²
延床面積 109.73m²

公共交通機関の上屋
建築面積 778.07m²
延床面積 656.37m²

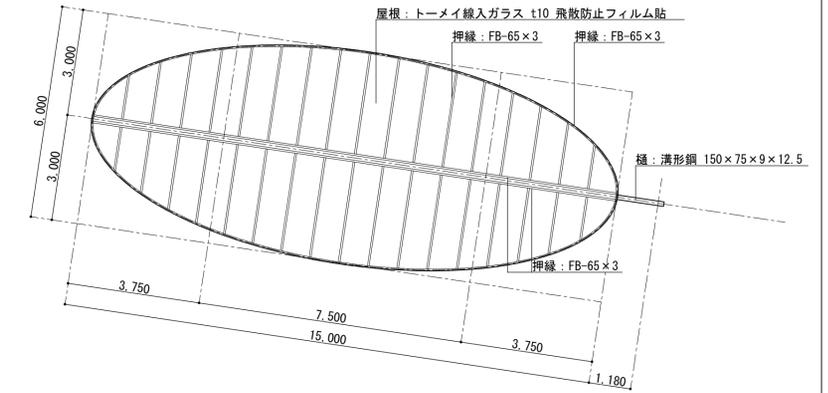
撤去の範囲を示す

※この図面はA1サイズを原寸とする。

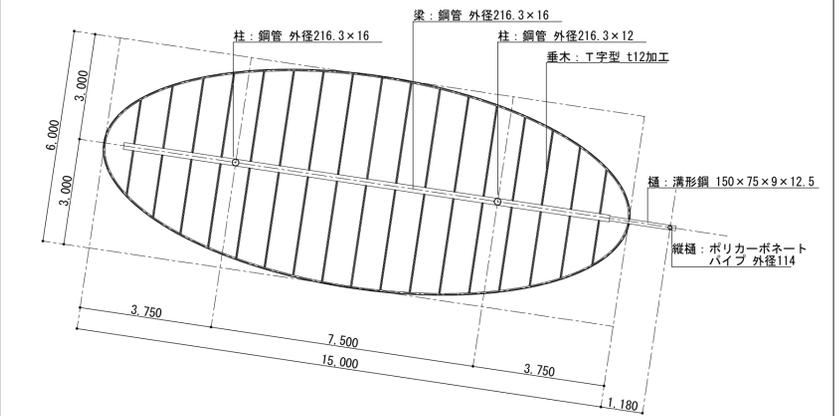
工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	既存配置図		
作成年月日			
縮尺	1/200	図面番号	W-K-3
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
株式会社エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 梶村 泰子
大臣登録 第221765号

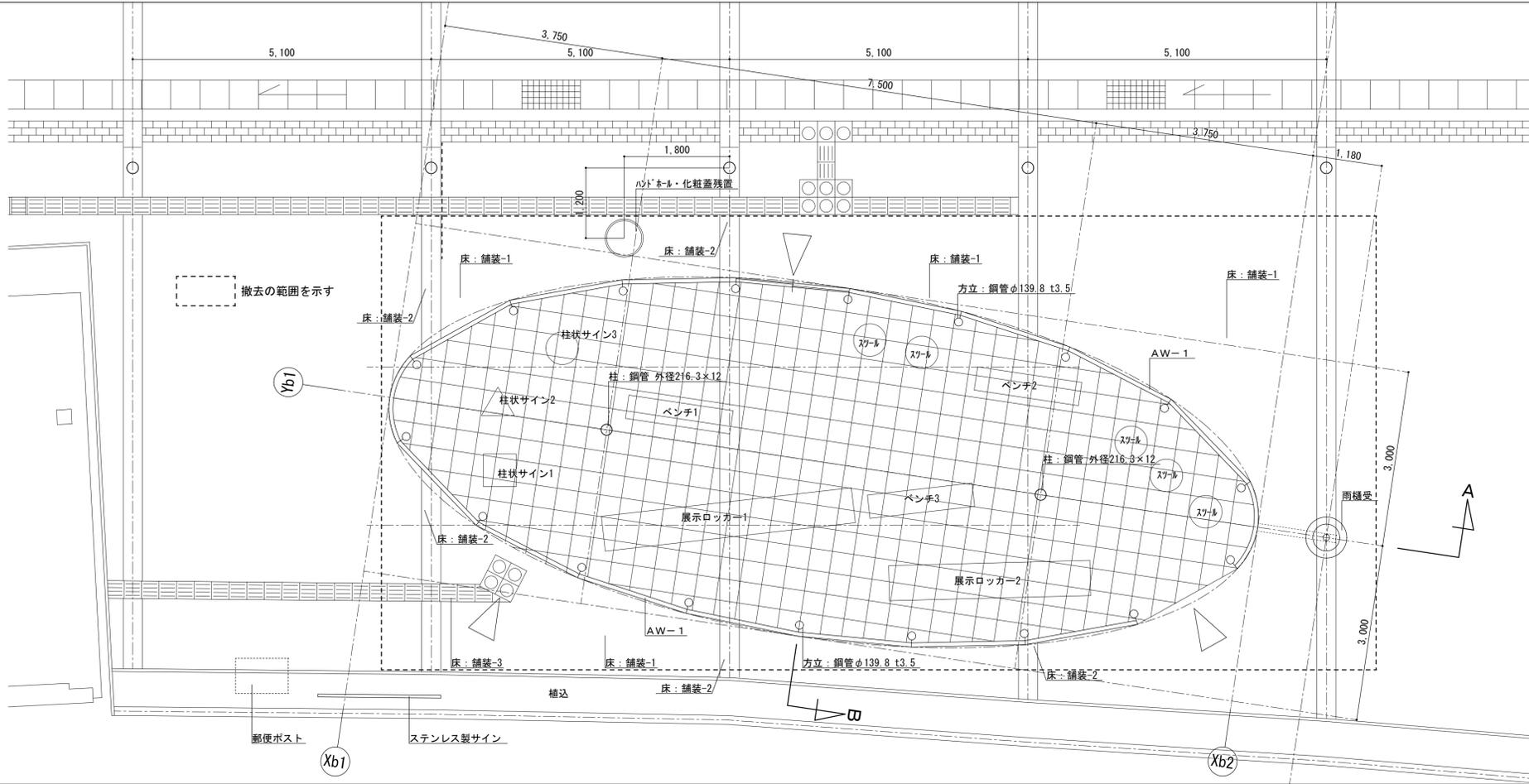
参考図



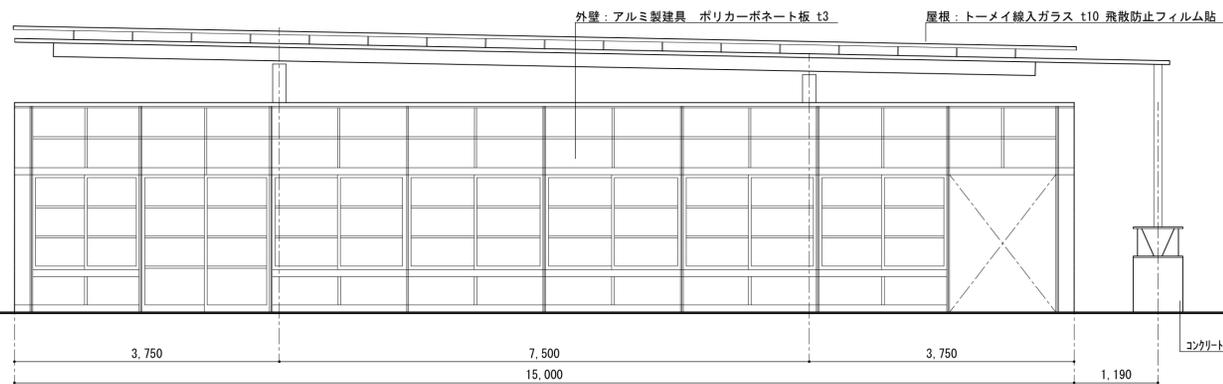
屋根伏図 S:1/100



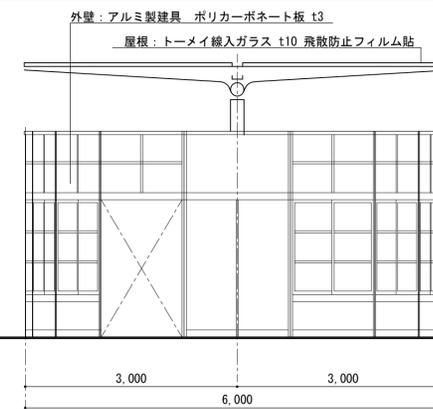
天井伏図 S:1/100



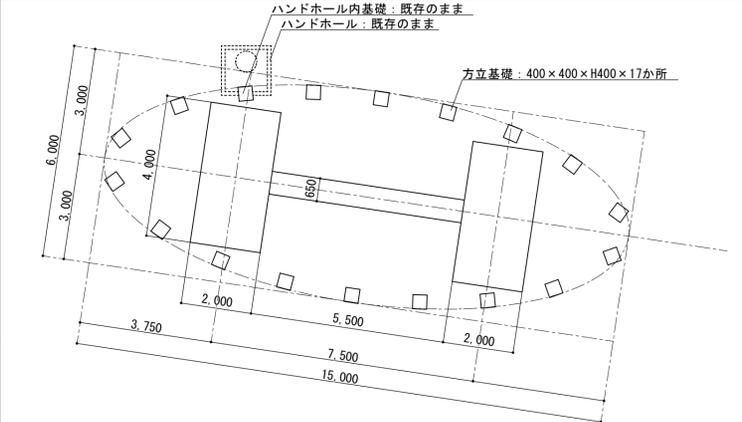
平面図 S:1/50



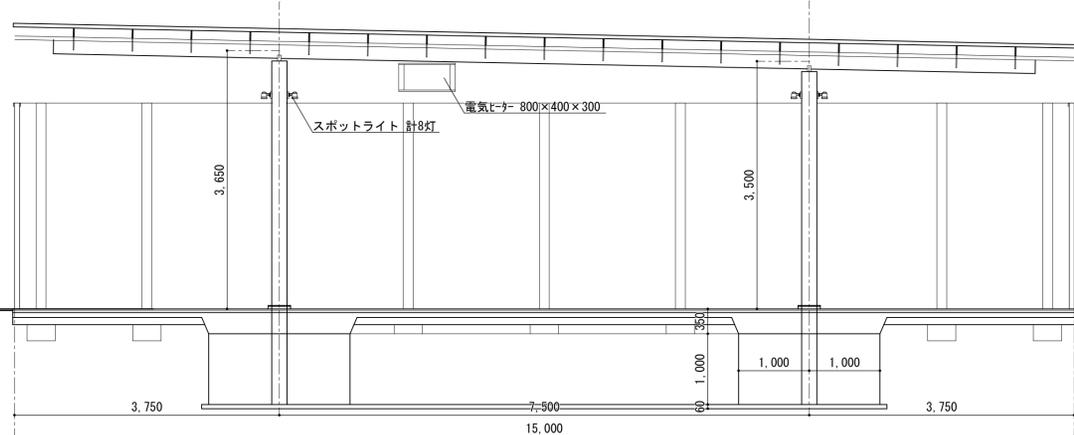
東立面図 S:1/50



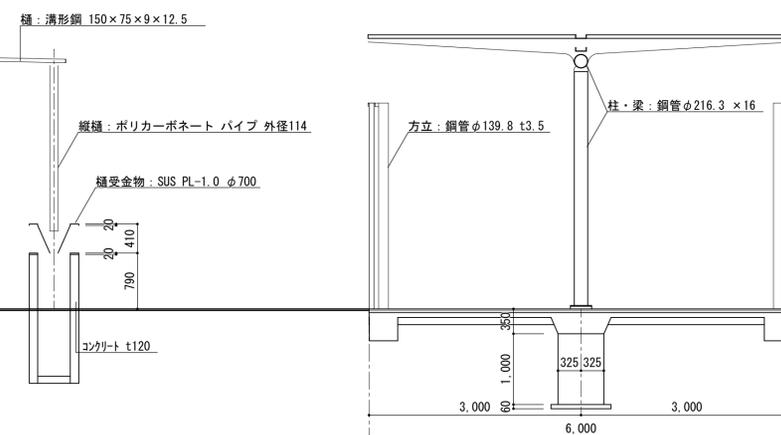
北立面図 S:1/50



基礎伏図 S:1/100



A-A断面図 S:1/50



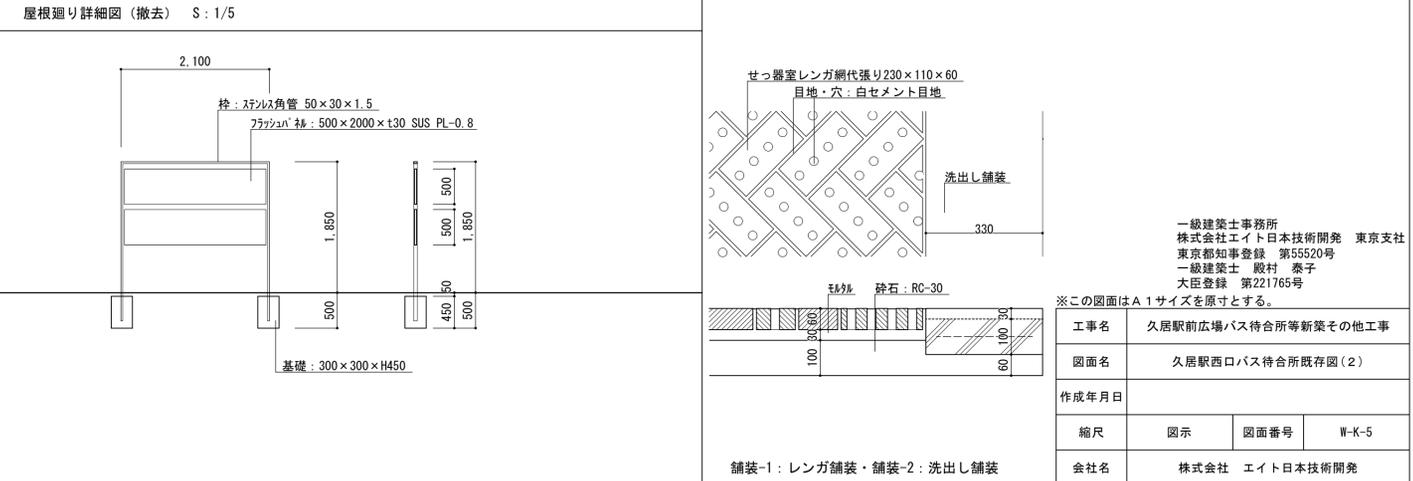
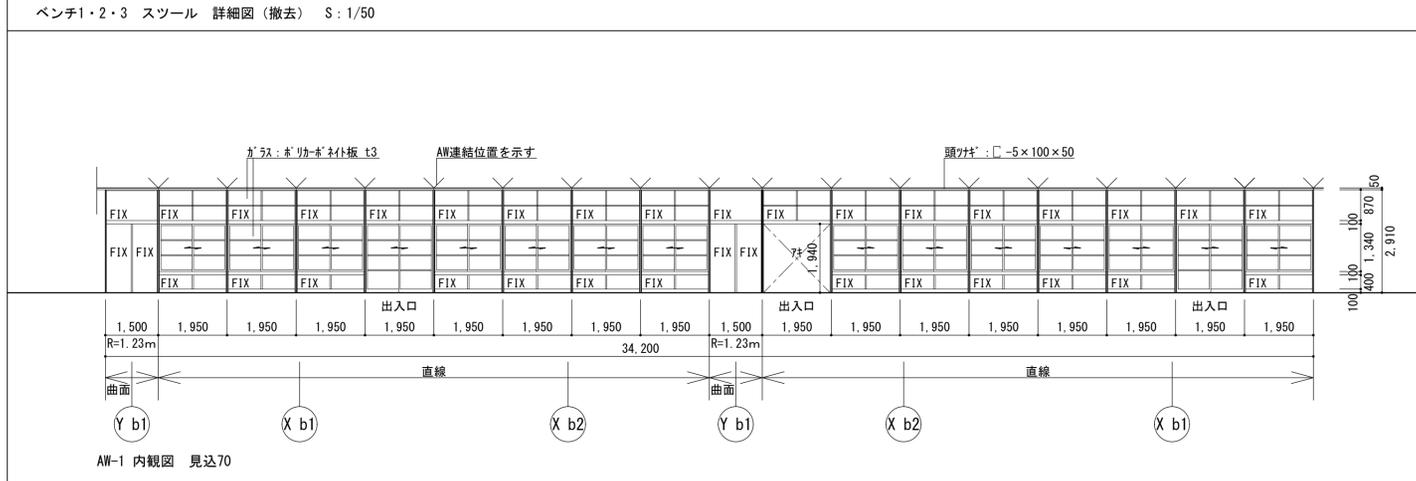
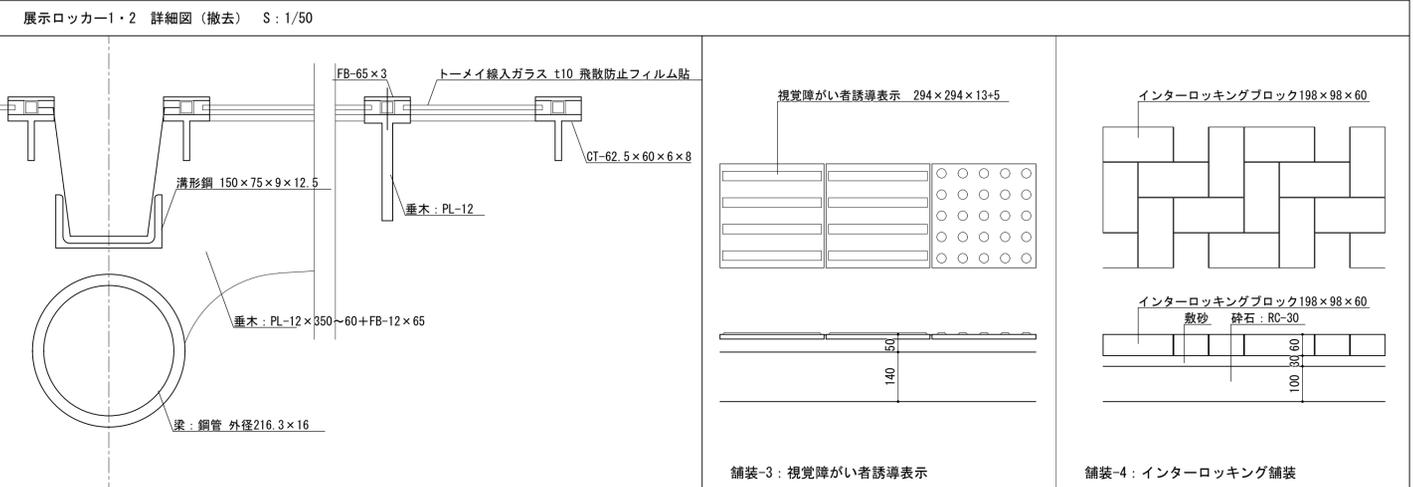
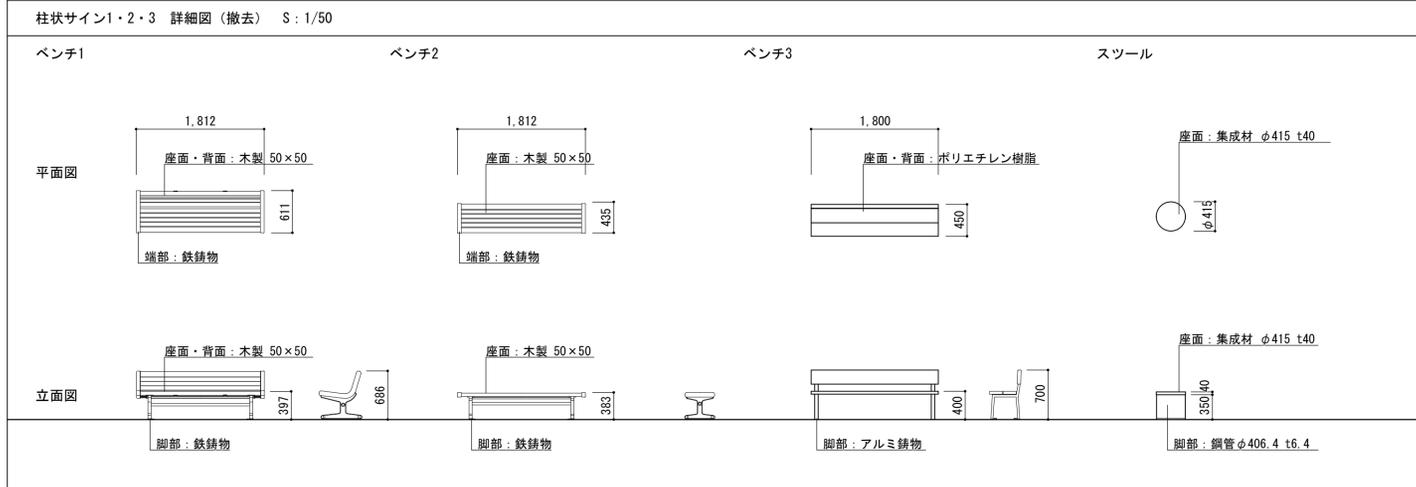
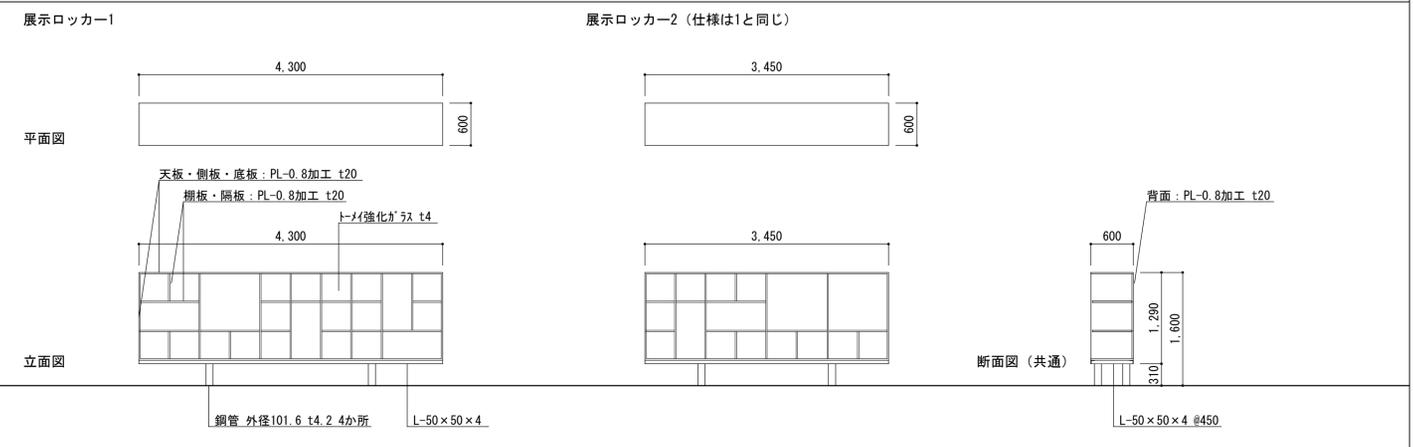
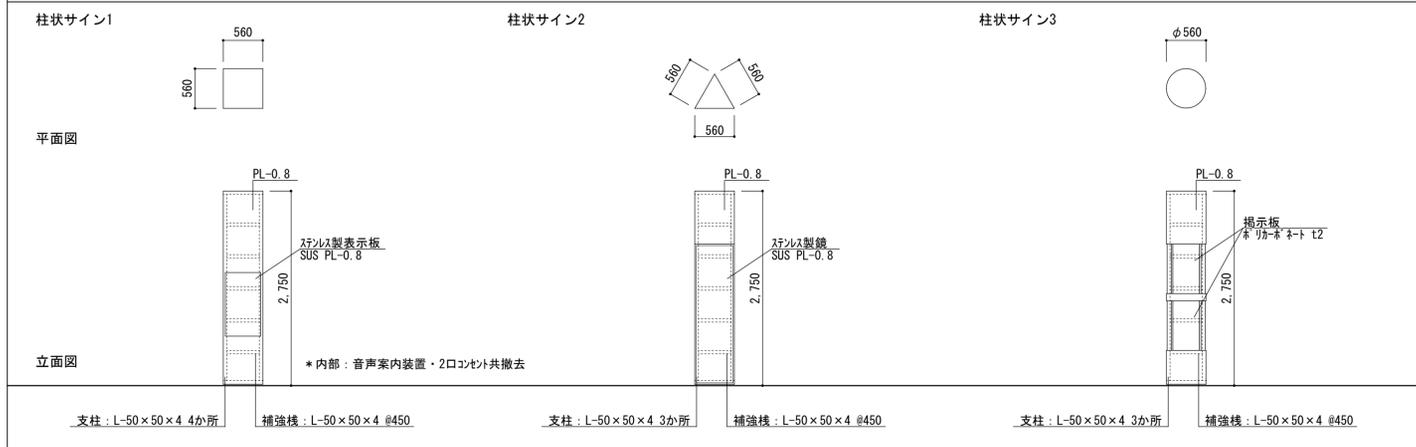
B-B断面図 S:1/50

※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所等新築その他工事		
図面名	久居駅西口バス待合所既存図(1)		
作成年月日	縮尺	図示	図面番号 W-K-4
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			

一級建築士事務所
 株式会社エイト日本技術開発 東京支社
 東京都知事登録 第55520号
 一級建築士 殿村 素子
 大臣登録 第221765号

解体工事概要	
バス待合所・一部外構床（図示）解体	
施工場所 久居駅西口駅前広場	
バス待合所 既存計画概要	外構 既存計画概要
構造・規模 鉄骨造・平屋建て	床 せっき質レンガ網代張り230×110×60（4つ穴 φ25） 白セメント目地
建築面積 40.84m ²	床（噴水跡） インターロッキング敷
床面積 17.28m ²	床（ボーダー部） 洗出し舗装
屋根 トーメイ線入ガラス t10 飛散防止フィルム貼	車止め ブレキャストコンクリート製 チェーン内蔵 外径140 H700
外壁 アルミ製建具 ポリカーボネート板 t3	
床 磁器質タイル貼 370×370 t10	
樋 樋：清形鋼 150×75 縦樋：ポリカーボネート パイプ 外径114	
柱・梁 鋼管 外径216.3φ×16	
方立 鋼管 外径139.8 t3.5	
垂木 T字型 t12加工	



外壁（アルミ製建具）展開図（撤去） S：1/100

ステンレス製サイン詳細図（基礎共撤去） S：1/50

一級建築士事務所
株式会社エイト日本技術開発 東京支社
東京都知事登録 第55520号
一級建築士 殿村 泰子
大臣登録 第221765号

※この図面はA1サイズを原寸とする。

工事名	久居駅前広場バス待合所新築その他工事		
図面名	久居駅西口バス待合所既存図(2)		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	W-K-5
会社名	株式会社 エイト日本技術開発		
事業者名			